令和2年度第4回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:令和2年5月26日

担当部·課:健康部保険年金課[内線2332]

健康部介護保険課〔内線2432〕

① 件 名

新型コロナウィルス感染症の影響に伴う国民健康保険税及び介護保険料の減免について

② 施策を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

本年4月7日に閣議決定された、新型コロナウィルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が減少した方々に対し、国民健康保険税及び介護保険料の免除等を行うとされ、その額については、特別調整交付金等により全額財政支援される見込みとなっている。

【目的】

国民健康保険税及び介護保険料を減免することにより、新型コロナウィルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の経済的負担の軽減を図るもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

石巻市国民健康保険税条例(平成17年条例第164号)

石巻市介護保険条例(平成17年条例第165号)

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和35年厚生省令第10号)

介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成12年厚生省令第26号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・|無] 又は〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

令和 2年 4月 7日 新型コロナウィルス感染症緊急経済対策の閣議決定

- 8日 新型コロナウィルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に 係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援について(厚生労働 省保険局、総務省自治税務局事務連絡)
- 9日 新型コロナウィルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援について(厚生労働省老健局事務連絡)
- 5月 1日 新型コロナウィルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に 係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準について(厚 生労働省保険局国民健康保険課長通知)
 - 11日 新型コロナウィルス感染症に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例及び新型コロナウィルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例について専決処分(公布の日から施行、令和2年2月1日遡及適用)

⑤ 主な内容

1 国民健康保険税及び介護保険料の減免の範囲及び割合 次のいずれかに該当した世帯等(いずれの基準にも該当する場合は①を適用する。)

【国民健康保険税】

減免範囲	減免割合
① 新型コロナウィルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯	全部
② 新型コロナウィルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯	全部~10分の2 (※減免の範囲別紙参照)

【介護保険料】

減免範囲	減免割合
① 新型コロナウィルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った被保険者	全部
② 新型コロナウィルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる被保険者	全部又は10分の8 (※減免の範囲別紙参照)

2 減免の対象となる保険税(料)

令和元年度分及び令和2年度分の保険税(料)のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

新型コロナウィルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の経済的負担の軽減を図ることができる。

【市財政への負担】

国民健康保険税及び介護保険料の減免に係る財政支援予定:特別調整交付金等 10/10

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内各自治体においても減免措置を実施予定

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

新型コロナウィルス感染症に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例及び新型コロナウィルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の専決処分について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

9 その他